

危機管理・防災マニュアル

令和2年4月

藍住東小学校

◎地震・津波対応マニュアル

○学校災害対策本部設置

○児童の学習状況別対応

○登下校時の対応マニュアル

○教職員在校時外の災害対応マニュアル

○藍住東小学校教職員非常配備計画

○避難場所開設・運営の支援マニュアル

○授業再開に向けた対応マニュアル

◎火災発生時対応マニュアル

◎風水害発生時対応マニュアル

◎河川はん濫時対応マニュアル

◎不審者確認マニュアル

◎不審者対応マニュアル

◎北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

◎防火・防災計画

◎学校安全計画

地震・津波対応マニュアル

藍住東小学校

緊急地震速報

震度は「南海トラフ検討会報告」（平成24年 8月）
津波は「藍住町津波浸水想定予想図」（平成24年10月）

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
児童等・机の下にもぐる。

地震発生（震度6強を想定）

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難を開始する。

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童の皆さんは先生の指示に従い、
校舎3階・4階に避難しなさい。」

津波発生

浸水予測値

0～0.5m

避難場所

校舎3階・4階

STEP 2 避難

- ・即座に、避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、出席簿等を携帯する。
- ・管理職は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・藍住東幼稚園児、地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・校舎内外の施設等の被害状況を把握する。
- ・第2波、第3波に備え、情報収集をし避難を継続する。

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡をする。
- ・教育委員会への連絡をする。（児童及び教職員の安否、学校内外の被害の状況等）
- ・被害の状況に応じて、警察、消防、医療機関への連絡をする。
- ・情報収集をする。（地震の規模と津波の危険性、二次災害の危険性等の情報把握）
- ・児童の不安に対する対処をする。
- ・外部（マスコミ等）及び保護者への対応をする。（対応窓口の一本化）
- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置をする。

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

原則：大津波警報・津波警報発令中は、児童は帰さない。

保護者への連絡をする。（携帯メール等）

（メール文1）大津波警報・津波警報解除

- ・児童生徒等は全員無事です。本校のへ2階、3階に待機しています。
- ・〇時〇分より、教師引率で緊急時の集団下校をします。
- ・迎えに来る方は、△時△分までに多目的ホールに来てください。

（メール文2）

- ・児童生徒等は全員無事です。本校のへ2階、3階に待機しています。
- ・ご家庭周辺の安全が確認できたら、児童を迎えに来てください。
- ・保護者の方と連絡が取れるまでは下校せず、待機を継続します。

○ 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
○地震発生 ・震度6以上 ○津波発生 ・津波発生による 避難勧告が発令さ れた場合	避難場所：本校3階・4階 集合形態：各学年、各クラスごと 災害対策本部：校長室、または会議室

○学校災害対策本部設置 教職員各自の役割確認と校長の業務指示

藍住東小学校災害対策本部組織

本部長 校長
副本部長 教頭
副本部次長 教務
総務班 教頭・教務
災害情報の収集
警察・消防機関等への通報
マスコミ・親類等

避難誘導班 各担任
避難誘導・児童の安全確保
保護者との連絡
児童の下校・引渡し

救護班 養護教諭・岡田・郷司・佐藤・柳川
児童・職員の被災者の救護

消火・施設等点検班 宮本・新田・岸・市原・尾崎
消火 施設 通学路の被害状況把握
立ち入り禁止措置等の危険回避対応

搬出班 櫻田・教頭
重要書類等の非常搬出・保管

避難所開設運営支援班 教頭・教務・宮本・新田・岸・市原
避難所になった場合の避難所開設
運営の支援協力

- ※児童の不安への対処・安全確保 全体を見渡し、身勝手な行動をとさせない
- ※学校施設・通学路の点検 通学路・避難場所のための安全点検
危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応
- ※情報収集 マスコミ・地震規模把握及び余震への対応
地域・学区内の被害状況把握、町本部関係機関との連絡
- ※状況に応じた臨時休校等の措置
- ※保護者、マスコミへの照会対応、地域ネットワークとの連携
- ※避難所の開設・運営支援マニュアルに基づく活動

校舎外避難後の対応決定 児童の校舎外避難後の対応決定

※日頃から児童の引き渡しの際の保護者との連絡方法について共通理解を図っておく

集団下校実施の有無の決定

※訓練どおりに安全に下校させる

保護者への連絡 避難継続

保護者への引き渡し 引き渡しカードを活用する

○児童の学習状況別対応

授業中（基本的な安全確保の形態）

避難経路の確認，避難指示は職員室で待機中の職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	※教師の支持による安全確保の確かな指示 ※火気使用中であれば消火をする。 ※児童・職員の人員等の状況確認や周囲の安全確保 ※余震や二次被害に備え，児童を落ち着かせる。	※机の下にもぐらせ机の脚を両手でしっかり持つように指示 ※火気使用中であれば消火の支持
特別教室		※実験，実習中であれば危険回避の指示
体育館		※中央に集合させ，体を低くするように指示
運動場		※建物から離れ，中央に集合させ体を低くするよう指示
プール		※すみやかにプールの縁に移動させ縁をつかむように指示 ※揺れが収まれば，すばやくプールから出るように指示 ※避難準備（サンダル・靴ばき・衣服やバスタオルで身を守る）

教師と児童が離れている場合

始業前，休み時間，放課後

場所	児童の行動	教師の対応
階段・廊下・トイレ	※揺れている間は，帽子や上着などで頭部を保護して，じっと待機する。	※全校指示（揺れが収まるまで頭部を保護して教職員が到着

等	<p>※落下物や倒壊物に気をつける。</p> <p>揺れが収まってから、教師の支持に従い校舎外の避難場所に避難する。</p> <p>※周囲の安全確認</p>	<p>するまで待機するよう指示)</p> <p>※教職員は分散して児童の安全を確保, 指示誘導</p> <p>※校舎外にいる児童の安全確保, 負傷者の応急手当</p>
運動場・砂場・学級園	<p>※建物・窓ガラスの近くから離れる。</p> <p>※揺れが収まるまで頭部を保護し広いところの中央で待機する。</p>	

校外学習中

地震発生(その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)

↓

安全確保

↓

正確な状況把握と的確な指示
 施設利用中, 公共交通機関利用時は係員の指示に従う
 児童の不安への対処

近くの避難場所への避難

↓

避難場所, 施設がない場合は, 地元の人から情報を入手し的確な対応
 施設管理者等の指示に従う

避難後の安全確保

↓

人員確認、負傷者の応急手当
 児童の不安に対する対処
 海岸での津波・山中での崖くずれ, 落石に注意
 地元公的機関への救援要請

学校への連絡

↓

学校に連絡し, 指示を受け対応(不通の場合は町教委や公的機関)
 学校から教育委員会への連絡
 学校から保護者への連絡
 町教委からの指示, 地元公的機関への救援要請

避難後の対応決定

修学旅行など遠隔地での学習中に地震にあった場合

地震の規模, 被害状況等の情報収集

学校または町教委への連絡後指示を受け対応

地元公的機関や関係機関・旅行者等との連携

児童の不安に対する対処 (状況説明・今後の対応等)

○登下校時の対応マニュアル

登校時

児童の行動	教職員の対応
安全確保 ※頭部を保護し, 身を低くする ※車道に出ない ※建物・ブロック塀, 窓ガラスから離れる 近くの避難場所への移動 ※揺れが収まった時点で, 公園, 学校等の避難場所あるいは自宅に避難する ※自宅や学校に避難することが困難な場合, 教職員や保護者・地域の人に来るまでそのまま待機する。	出勤済みの教職員の対応 校内班 校内放送による安全確保の指示 状況により避難場所への誘導 校外班 校外巡視による児童所在の確認 ↓ 状況確認 ↓ 帰宅指示または学校での保護

下校時の対応

児童の行動	教職員の対応
安全確保 ※頭部を保護し, 身を低くする ※車道に出ない ※建物・ブロック塀, 窓ガラスから離れる 近くの避難場所への移動 ※揺れが収まった時点で, 公園, 学校等の 避難場所あるいは自宅に避難する ※自宅や学校に避難することが困難な場 合, 教職員や保護者・地域の人が来るまで そのまま待機する。	校内班 校内放送による安全確保の指示 状況により避難場所への誘導 状況により集団下校, 保護者へ引き渡しの判断 校外班 校外巡視による児童所在の確認 ↓ 状況確認 ↓ 帰宅指示または学校での保護

メール連絡

非常災害時, 異常事態発生時に学校の状況や子どもたちの登下校について, すみやかに保護者に連絡するための連絡網の要とする。

学校 → 一斉送信 ※通信状況によっては, 町の防災無線等を併用する。

在校時の対応

原則として, 非常災害時, 異常事態発生時には, 保護者が来校し, 担任から直接子どもを引き取る
こととする。

在宅時の対応

登校等について必要な措置を連絡する

登下校時の対応

教職員が各担当の地区を巡視し, 子どもの安全確保に努める

○教職員在校時外の災害対応マニュアル

地震発生 (その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)

↓

メール連絡 教頭 → 一斉送信 → 教職員 → 教頭

↓

安否確認をするための連絡網の要とする。

教職員の参集 藍住町に震度5弱以上の地震が発生したときには、自動的に1号配備

↓

発令されたことになり、職員は家族等の安全を確保した後、直ちに集合する

対策本部の設置

児童等の安否確認

緊急連絡網等により学級担任が行う

被害状況の把握

学級担任外が行う

以下、教頭・教務が行う

災害情報の収集・教育委員会への報告・外部との対応

避難所の開設・運営の支援

○藍住東小学校教職員非常配備計画

配備体制	非常配備基準
警戒配備 校長 教頭 教務	① 震度4の地震を観測し、災害の発生が予測される とき ② 大雨、洪水、暴風雨等により、学区に災害の恐れ があるとき ③ その他、校長が必要と認めるとき
1号配備 校長 教頭 教務 全職員	① 震度5弱以上の地震を観測したとき ② 大雨、洪水、暴風雨等により、学区に災害が発生 しかつ拡大が予想されるとき ③ 校区に大規模な火災、爆発その他重大な災害が 発生したとき ④ その他、校長が必要と認めるとき

○避難場所開設・運営の支援マニュアル

1 藍住東小学校が避難場所になった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする

2 収容避難場所としての解放区域(校舎・校庭等)の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所	体育館
2	管理運営所(連絡所)	会議室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	5・6・8組教室
5	情報掲示場所	児童玄関西の校舎壁面
6	ごみ集積場所	体育館外南西 学級園横
7	仮設トイレ設置場所	運動場西側
8	救援物資集積所	ランチルーム
9	救援物資配布場所	多目的ホール
10	臨時遺体安置場所	未定
11	仮設電話設置場所	児童玄関横
12	仮設風呂設置場所	運動場北側
13	仮設更衣室	男子(体育館ステージ横そで) 女子(体育館用具庫)
14	仮設洗濯場所	1-1 前テラス
15	仮設ベッド置き場	運動場 バックネット周辺
16	介護室	男 1-3 女 1-2
17	相談室	2-1
18	仮設調理場所	運動場北側
19	臨時駐車場	運動場南側
20	屋外テント置き場	屋外体育倉庫

校舎等の鍵保管状況

校舎 校長 教頭 教務 町職員(藍住東小学校避難所担当)

体育館 校長 教頭 教務 町職員(藍住東小学校避難所担当)

収容避難所の開放・運営に関わる町役場との役割分担

藍住町防災計画により、本校に対し収容避難所として開設要請を行い、またその後の収容避難所の管理運営を行うのは、藍住町役場災害対策本部となる。

教職員は対策本部の活動を補佐する形で、鍵の管理・施設の案内・教育活動の再開に向けた準備

等を行う (救援物資の備蓄状況などは藍住町防災計画による)

○授業再開に向けた対応マニュアル

地震発生(その他の災害も配備計画に基づき地震に準拠して対応する)

↓

教職員参集

↓

藍住町内に震度5弱以上の地震が発生したときは自動的に1号配備が発令される。
教職員は家族の安全を確保した後、直ちに学校に集合
学校災害対策本部を設置
状況に応じて臨時休業等の措置、町教委や保護者へ連絡

災害状況の調査

↓

目視点検を基本とした校舎等の被災状況確認
電気・水道・電話の被災状況の確認
教職員及び家族の安否確認
教職員住居の被災状況確認
児童及び保護者の安否確認
児童の住居の被災状況確認
通学路の被災状況確認

授業再開に向け善後策の検討,町教委との協議

↓

校舎等被害に対する応急措置
校舎等の安全点検,危険度判定調査
ライフライン・仮設トイレの確保
児童の心理面への影響確認
教室確保
通学路の安全確保
避難移動した児童の就学手続きに関する臨時措置
児童の動向把握(避難先などの確認)
学用品,救援物資などの受け入れ

臨時登校・家庭訪問・被災状況調査

↓

心理面での安定確保
児童の確認と学級編成
児童による具体的被災状況の確認(教科書・学用品等)
保護者への連絡方法の確認
通学の安全指導

町教委との協議・調整

- ↓ 校舎施設・設備の復旧, 仮設教室建設
- 授業形態の工夫
- 教職員の配置 (学級担任・臨時時間割編成)
- 教科書等の確保
- 教職員不足の場合の対応
- 学校給食への対策
- 学費の援助・教育事務の取り扱い
- 事業再開への協議・再開時の保護者への連絡
- 被災児童への学力補充と「心のケア」対策

再開

引き渡し実施方法

- 原則として担任が引き渡しカードを確認しながら直接保護者に引き渡す事とする。
(整然と1人ずつが望ましい)
- 引き渡しの連絡は可能な限り, 早急にメールで発信する。
- 引き渡し開始の判断は校長が決定し, できるだけ手早く, 確実に引き渡していくものとする。